

次に、総括質疑を許します。初めに、質疑通告されております江口委員の質疑を許します。

○ 江口委員

財政効果について、基本方針の策定の後からお願いをしておりました。12月をめどに計算をやっていききたいというお話がございましたが、残念ながら素案の段階では、これ載っているように減価償却費等々の分でしかなく、それもまた合計額とか全くない形になっています。現在においてこの試算、どこまで進んでいるのか。現在で示せるものがあれば示していただきたいと思うわけですが、どのようになっておりますでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

何度か御質問の中で効果額の額につきましては、御質問等がございました。今、実施計画の素案、たたき台の段階では不確定要素がございますので、この方向性の中身を見ていただきましたら、決定年度が先送りにしたものと、また財政的な支援の額が決定していないものと多々ございます。こういうことから、たたき台の段階では試算はいたしておりません。今の段階では試算はいたしておりませんが、実施計画、1月末までに実施計画を策定する予定でございますが、その段階ではある程度限定したものになるかと思っておりますが、試算はしていきたいと、また公表をしていきたい、皆さん方にお知らせをしていきたいというふうには考えております。

○ 江口委員

委員長、多少全般にわたるかと思いますが、よろしいですか。この公共施設のあり方に関する検討は、行財政改革の一環としてスタートしたわけです。そして、この実施計画、幾ら素案とはいえ、この段階、そしてまたそれから、素案の発表から約1カ月たったわけです。それに至るまで財政への効果の部分がいまだにはっきりしないというのは、非常に問題があると思っています。

そして、このままではある意味、これから後、皆様方にお任せをした中で第一次実施計画の決定となるわけですね。今のスケジュールでいうとそうですよね。私どもはここの場において、こういった形でやっていただきたいというお願いをする。あくまでも要望でしかない。各種団体等々についても、意見を聞く等がありますけれど、それについてこうやるんだというキャッチボールがないまま、これから先、1月末の計画策定になるわけです。

そうすると本当に実施計画自体が市民にとって、そしてまた市民の代表である私どもにとって受け入れられるものなのかということについては、計画はできたんだけど、とてもじゃないけど、これではできないということがあり得るわけです。となるとそれについてきちんと審査をしなくてはならないと思います。

当然のことながら、それが今言った、私どもがお話をした要望であるとか、各種団体からのお話に対して、私どもはこれこれこうであります。そうすると飯塚市の財政はこれこれこまで好転をいたします。もしくはここまではできるんだけど、まだまだこの部分が不足をします。そういった話がある中でないと、市民の理解を得られない。そうすると1月末の計画策定の前に中間発表であるとか、そういったところが必要である。そしてまた、それに対する審議等々が必要になってくるかと思っております。

また、やらなくてはならないのは、個別、個別でいうとあり得る話であっても、その地域として見たときに、それはトータルとして見たときには、それはちょっと待てという話が出てくる。八木山のところでお話しましたように、個別、個別でいうと私自身はあり得る計画だと思います、小学校除いてはですね。ただし、それが全体として、八木山地区全体を見ると、公共施設がほとんどなくなってという形になると、地域の方々にはちょっと待てという話になる。

考えると、地域でのそれこそタウンミーティング、意見聴取の場が必要であると思っておりますし、皆様方から寄せられた意見に対する回答、これこれはどうなるのと、中途半端なことしか書いてないだけけれど、実際に実施するときはどうなるの。図書館の部分でも、これから先、どうなりますか。非常に不安定ですよ。

今、お話の中で、できるところまで財政の部分を出していきたいというお話がありましたが、結果として住民にしる議会にしるは、最後でき上がった形で見せられないというところが非常に不安に覚えるわけです。私自身は1月末の計画決定、これを後ろにずらしてでも、その中間発表なりをしていただいて、それについてももう一度審議をする場をいただきたい。

またもう一つは、今回の計画に関して、かなり大きなウエートを占めるのが、小中学校、ある意味学校の形が見えてから、それから地域の形が見えてくるものがあるのにもかかわらず、学校が二次計画に送られたことによって非常に不安定になってると思っております。そのことを考えると、第一次計画自体を一たんとめてでも、その部分を入れて半年後、小中学校入れた中で、じゃあどうしようかという部分を含めて、もう一度検討し直すことが必要だと思っています。

どちらをとるにしてみてもありだと思いますが、その点について、このままスケジュールどおりに聞かだけ聞いて、その中で入れれる、入れれないは行政だけの判断でやるということが正しいかどうか。この分を検討した行財政改革の民間委員の方、入っていただいた審議会がありますよね、附属機関。そして、あり方に関する小委員会もありましたね。この両方とも会議についても、正副委員長にはお諮りしますが、会議はやらないということがこの前の会議でしたね。この形ではだめだと思うんです。一たんその間でワンクッション置く必要があると思っているわけですが、その点、必要性について副市長なり教育長なりは、どうお考えであるのかお聞かせいただけますか。

○ 行財政改革推進室長

本日までの御意見等につきましては、十分検討するものは検討するという事で、最終的には本部等に諮って実施計画を策定していきたいと考えております。これにつきましては特別委員会の当初におきまして、スケジュール等も御報告しておりまして、実施計画にあたっては、こちらで作成させていただいて、その内容については御報告ということでさせていただきたいと思っております。スケジュールにつきましては、報告どおり1月までに実施計画を策定していくという考えでございます。

○ 江口委員

その形が非常に不安だからお話をしているわけですね。素案についても財政の部分が全然見えない。そして、実施計画とは、名前はありますけれど、まだまだこれは基本方針レベルだと思っています。そして、その基本方針のレベルについても、いろんなお話があったわけです。取り入れれるものを取り入れて、それは行政としては、そのほうが都合がいいかもしれせんけれど、結果としてそれで推し進んだ結果、住民の方々からは理解されない、議会からも理解されない。それで、条例案を提案して、最後の最後で、こんなものだめだよとなることのほうが不幸なんだと思っています。市民参画という、そして議会との関係性というのであれば、もっとそこを大切にしていきたいと思うわけです。副市長、どうでしょうか。

○ 行財政改革推進室長

議会の御意見もあわせまして、また市民のアンケートも今12月26日まででいろいろ意見をいただくようにしております。既に行革推進委員会並びに検討小委員会におきましても御意見を賜っておりますので、全体を御意見を一応調整させていただいた中で実施計画を策定していきたい。一応計画につきましては、先ほど申しましたように第一次計画は1月、実施計画策定、第二次計画につきましては次年、平成21年の11月まで、これらのスケジュールについては、計画どおり進めていきたいと考えております。

○ 江口委員

水かけ論になりそうなのでやめますが、その形では結局行政は行政なんだよね。都合がいいところだけ聞くんだけれど、受け入れられるところだけ受け入れられるんだけど、キャッチボールをしないんだねという話になるんだと思うんですね。ぜひその点について、今、市長がお

られません。市長もあわせた中でしっかりとお話をしていただきたい。そうではないと実施計画、つくったけど、報告だけなんですよ。それをうんとも言ってないし、市民のほうもうんと言ってないし、実際の条例案が上がってくるときに、そこで蹴飛ばせばいいよねという話にもなりかねません。そうならないようにしっかりと考えていただきたいと思います。お願いをいたします。

○ 委員長

総括について川上委員の質疑を許します。

○ 川上委員

228ページなんですけど、この見直しの方向について特にお聞きします。鯉田工業団地の借金返しが今年度は307万円の予定だったそうです。来年度は1億7千万円の予定と。そして、平成22年度から2億8千万円の予定になっているわけですね。それで、ごみ袋は来年6月から年間という1億5千万円程度なんですけど、鯉田工業団地、借金返しにかみ合わせてみると15億円の増収になるわけです。

そういう大きい流れの中で、平成22年という年に一斉に料金改定すると、使用料改定するというふうに言ってるわけですね。さらに平成22年だけではなくて、④にありますように、一定期間ごとに定期的に値上げをしていくということも書いてるわけです。そして、②は大幅値上げということも書いてるんですけど、大幅値上げが必要な場合。今度ごみ袋大幅値上げですね、4割の。

そして、③では減額や免除について、でこぼこがあったので、どういうことですか。高いほうに合わせろというんですか、これは、負担が。つまりこれはものすごい無駄な大型プロジェクトやっていく一方で、既に赤字再建団体に転落しているかのような、受益者負担の押しつけが打ち出されているわけです。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 17:29

再 開 17:30

委員会を再開いたします。

○ 川上委員

さっきの話、聞いていましたか。それで、既に今、もう赤字再建団体に転落したかのような感覚に陥るような受益者負担というか、市民負担を押しつけようとしているわけですよ。それで、なぜ平成22年度から使用料を改定するんですか。平成22年っていうのは、どういう年なんですか。それをまずお尋ねします。

○ 行財政改革推進室主幹

この公の施設の使用料につきましては、市町合併時から、それぞれ旧1市4町で、同じような施設、同じような広さの施設であっても、料金の統一あたりができておりませんでした。また、減免につきましても、それぞれの施設におきまして、その適用なりが異なっております。

それで、できるだけ早く同じような統一した考え方に基づいた基準等を作成しながら、同じような考え方で使用料の見直しをする必要があるということで、平成21年度までに検討を行って、平成22年度から実施をしたいというふうに考えております。できるだけ早くということで、1年間かけまして検討を行って、平成22年度から実施をしていきたいというふうに考えております。

○ 川上委員

合併のときの言葉は、住民サービスは高いほうに、負担は低いほうにでしたでしょう。忘れたみたいですね。

それで、②は、大幅な値上げが必要となる場合と書いていますね。どういう場合が、その必

要になる場合なんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この使用料を算定するに当たりましては、コスト計算を行いまして、受益者負担割合、例えば福祉施設であれば何%ぐらいとか、スポーツ・文化施設であればどのぐらいというような受益者負担割合を検討いたしまして、それに基づいて料金を算定いたします。そのときに、今現在の料金とかけ離れた数字が出てくる可能性がございますので、その際には、上限を設けて、激変緩和措置として改定上限率の設定を行うというふうに考えております。

○ 川上委員

その何%というのは、フリーハンドなんですね。あなた方が3分の1とか言えば3分の1なんですね。ごみ袋と同じように。

それから、③の減額免除について書いているんだけど、これは住民負担が少なくなるようにするんですか、それとも住民負担が全体として上がるように見直すんですか。

○ 行財政改革推進室主幹

減額免除の取り扱いにつきましては、先ほど答弁いたしましたように、施設、所管課によりまして、今、取り扱い方が違ってきております。そういう中で、統一した考え方に基づいた基準をつくっていくと。その中で、ここに③の具体的な内容の中でも書いておりますように、例えば教育とか、子育て支援とか、高齢者、障がい者等の福祉施策等の政策推進とか、経済的支援、公益上の必要性等を勘案しながら考えていきたいと思っておりますので、個々の料金が利用者にとって高くなるとか、安くなるとかというのは、今の段階では答えかねますので、御理解をお願いいたします。

○ 川上委員

④の関係ですけど、あなた方は、一定の期間ごとにと。で、この期間を2年にするか3年にするかということを検討するということを書いてるんでしょう、その周期等について検討するというのは。だから、一斉の値上げを3年ごとにやるか、2年ごとにやるかというようなことを決めたいということのように読めるんだけど、そういうことですか。

○ 行財政改革推進室主幹

定期的な見直しを行うということで、それが即料金値上げになるかどうかというのは、別問題だというふうには考えております。

○ 川上委員

料金値上げになるに決まってい るじゃないですか。別問題ということないでしょう。

そこで、その値上げをする考え方ですよ。あなた方は、市民に対して、これだけお金が市が不足しているから、こんだけ助けてくれと。水道料でもそうでしょう。あなたは水使ってるから、大体水のあれの何%は、とかいう感じにならないでしょう。あなたたち、それをやろうとしてるわけですよ。ごみ袋も同じ。打ち出の小づちとは違うわけですよ。

だから、財政がどれだけ厳しいと、こんだけ不足すると、だから市民にお願いするとかいうことは、それは場合によってはあるかもしれませんが。無駄遣いとかしてなきゃ。あなた方ね、麻生首相と同じですよ。消費税を3年後から1%ずつ上げていきますと。理由がわからないでしょう、市民にとっては。あなた方がこんなことをする理由がわからない。数字でははっきりしているのは、470億円の借金を使い切りたいというふうに市長が答弁したことだけですよ。それとの関係で、これほどの市民負担をしないといけないのかと思うんですよ。

だから、市の財政事情との関係で、この4つの方向性っていうのは出てきておるのか、無関係に出てきておるのか。無関係っていうのは、要するにもらえるだけもらおうという発想で出てきているのかっていうことですけど、これはどちらですか。

○ 行財政改革推進室主幹

この受益者負担につきましては、基本方針の際にも御説明をしてきたと思いますが、これは、

あくまでも施設を利用する人、それから利用されていない方がおられます。そういう中で、この施設の管理運営に係る経費につきましては、使用料、それから市民全体の税金で賄っております。これは、あくまでも利用している人ばかりではございません。利用されていない方の税金で賄っておりますので、当然ではございますが、受益者負担の原則にのっとった形の中で料金の改定を検討していきたいというふうには考えております。

○ 川上委員

私は、先ほど鯉田工業団地のことを言いましたけど、もう早速、ゴミ袋の値上げで、ツケ回しが市民に来ようとしていると思うわけですよ。で、あなた方は、今後は470億円の借金を積み上げようとしとるわけでしょう。で、借金返しもう始まっていくでしょう。金はないでしょう、返す金は。地方交付税で補てんするとか言ってるけど、地方交付税どんどん減っていくわけでしょう。3割もなければ、仕送り分も減っていくわけじゃから、返す金ないですよ。どこから出すのと。年収は上がっていかないでしょう、税源もらったって。そうすると、これですかっていうことでしょう。

だから、行財政改革、無駄を削り、暮らしと福祉に回すという発想から、全体として考えないといけないことを、借金は470億円までなら幾らでもしようみたいな答弁でしょう、市長が。こういう状況の中で、市民に、こういう使用料だとか手数料、これを適当な口実つけて押しつけようとしておる。ここに、このページの見直しの方向性の本質があるんじゃないんですか。財務部長に答弁求めます。

○ 財務部長

公共施設の利用料金の見直しについてでございますが、主幹も申し上げましたように、施設を使われる方、使われない方、これの受益者負担ということを基本にしております。

それで、実際、その中で施設の維持管理費に係る経費については、極力かけないように努力して、経費を抑えるというのが原則です。その中で、そのかかった経費をどのくらい負担していただくかということが、使用料になってくるわけでございます。それで、その中で、もしそれを無料にすれば、税金でその維持管理を賄うということになりますので、その辺で、利用されている方とされてない方と、そこで受益者負担という考えに基づいて、利用されている方に一部を負担していただくというのが使用料でございますので、それで一定の基準に基づいて使用料を算定していこうと。

それと、先ほど言われました周期ごとに上げていくということでございますが、先ほど委員が申されましたように、上げていく、上げていくということではありますけど、その中で、使用料算定の中で、もし軽減できれば、その使用料が下がるということも発生するかと考えております。

○ 川上委員

先に下げる話について一言言っておきますと、下げないでしょう。合併の段階で、ゴミ袋、旧飯塚は700円が500円になりましたと。また上げるじゃないですか。しかも、ゴミ袋小さくするんでしょう。50Lを45Lにするでしょう、大きい袋は。で、中と小は薄くするんでしょう。0.04を0.035と0.03にするでしょう。要するに、破れやすくするんですよ。小さくなって、破れやすくなって、大幅4割アップ、これがあなた方のやり方ですよ。で、借金はどんどんやろうというわけですから、あなた方が値下げするはずがない。

だから、この大型借金をどんどんやっていながら、市民に負担をかぶせていくというのが、この基本方針から出てきた実施計画素案ですよ。これは、私は撤回したほうがいいと思う、まず。そして、どうしてもというときは、その必要性に応じて、一つ一つ住民合意を図りながら考えていけばいいじゃないですか。ローリングというか、この一定期間ごとに一斉値上げをするようなことを書いてるなんていうのは、ひどいですよ。夕張でもこんなこと書いてないと思いますよ。撤回しませんか。

○ 財務部長

これ一定周期で上げるというようなことではございません。先ほど申しましたように、原価計算をした中で一定割合の分を負担していただくという考えでございますので、一定割合で上げるということではございませんので、その辺、よろしく願いいたします。

○ 委員長

次に、質疑事項一覧表以外の質疑を許します。質疑ありませんか。

○ 原田委員

今の川上委員の関係、ちょっと先にそれを言わせていただきたいんですけども、料金の関係の料金の設定なんですけども、今、コスト計算をして、それから単価を決めていくっていうふうに出てきたんです。大体、それで間違いないと思います。

で、これ旧町の考え方と若干違うと思うんですよね。旧町の場合は、これくらいの金額やないとお客さんが集まらないよなど、基本的な考え方が全然違うんですよ。だから、まずは、この施設にどれだけ利用者が来て、いろんな施設がありますけど、その集めるためにはどうしたらいいのかで、これくらいの金額じゃないと多分来れないんじゃないかならうかっていう議論から始まったわけなんです。ところが、今、部長が説明にありましたのは、コスト計算やって、いわゆる回収せんがための単価づくり、価格設定っていうふうにとらえたんですね。

ですから、当初、合併しましたときは、旧郡部のほうがかなりいろんな金額設定低かったと思うんです。ここら辺、一番最初、スタートしたときですね、ここら辺について協議なされなかったんでしょうか。やっぱり、行政コスト計算っていう、その合併当初ですね、今、確かに行革の一環で、こういうことが今掲げて進められているとは思いますが、余りにもコスト計算、いかに回収するかということしか、私はとらえられないんです。

一番最初の、利用者のことを考えて、こんなくらいの金額設定でどうかっていうような議論はあったのか、なかったのか、お聞かせをいただきたいと思います。

○ 行財政改革推進室主幹

そのような議論はなかったんじゃないかというふうに思っております。

また、今言われました部分につきましては、具体的な内容の②で書いておりますが、例えば、そういう計算をした中で料金が大幅に上がるような場合、当然、利用者の減少が予想されます。そういうことも考えた中で、激変緩和措置あたりもあわせて検討する必要があるというふうに考えております。

○ 原田委員

そういったもろもろの利用料金等の関係につきまして、もともと今、江口委員、川上委員言われましたところには、とにかく、これは行財政改革が基本にあって、こういう公の施設の見直しがあつてるわけですね。だから、貧乏はされんってことなんです。金がありゃ、こんなことは何もしなくていいわけでしょう。いわゆるもう取り崩したり、取り壊したり、指定管理にしたり、もう全部、その行革が入るとるわけですよ。

ところが、私は思うに、教育部門っていうのは、私は行革の対象にしてはいけないんじゃないかならうかと思うんです。今、飯塚市は何を中心としてやっているのかと。教育とか、文化とか、観光とかをやっているわけでしょう。発展性っていうのを考えた場合に、教育、これだけ全部行革に引かかると。それから、生涯学習、学校教育、すべて行革これ影響してきてるんですよ。これは、ある意味、私は、教育っていうのは聖域的なものではないかなと、行革で扱う部分ではないのではないかならうかと、私は個人的には思っているんです。それも強く思っております。

このあたり、教育と文化と今の行革との関係は、どのようにとらえて、これを進められてあつたんでしょうか。もともとの素案が出たときにですね。これぜひとも行革のほうにお尋ねしたいです。

○ 財務部長

質問者、教育と行革はもう区別すべき、聖域扱いにすべきということでは、この辺につきましては、基本的な部分でございますが、やはり教育とか福祉とかいう部分については、もう重点的に対応していかないかという部分でございます。しかし、その財源的な部分を申しますと、全体的な見直しの中で、やはり見直すべきところは見直すという形で行革全体を取り組まさせていただいているところでございます。

○ 原田委員

これはまだあくまでも素案ってということでございますので、次出てくるときにはかなり変わってるとも、これ十分に期待できるわけでしょう。私が言いましたように、キャンプ場の問題とかありましたよね。全く取り壊すってような根拠、危険性ってというのが全く払拭されましたが、あれで。だから、取り壊す根拠もない。そういったおかしなのが幾らかこうありましたけど、これは十分に反映させて——この委員会が反映できるんですか。そこだけ最後にちょっとお尋ねしたいんですが。

○ 行財政改革推進室主幹

説明の中でも答弁いたしておりました。当然、この特別委員会の委員の皆さん方からの御意見、それから公共施設等のあり方検討委員会、行革推進委員会の意見、提言書、それから市民、関係団体等の意見を総合的に検討いたしまして、1月末に実施計画を策定していきたいというふうに考えております。

○ 安藤委員

関連ですみません、最後ちょっとお願いっていうか、これをつくられるに当たって、すごい努力されたと思いますし、エネルギーもかけられたんじゃないかなと思っておるんですけども、結局、これが最終的にきちとした形で、すべての市民の皆さんが納得できるっていうのはなかなか難しいと思いますけれども、ある部分、ある程度の市民の方々に理解されて、これやってよかったねって言われるところが最終着地点じゃないかなというふうに、私自身思うんですよね。

で、ある程度、今、期間が区切られて、1月末までに実施計画を出すと。じゃあ、もうそれ出された後に意見を言う場所はないのかということになってしまうと、せっかくここまで、私たちもこれで6回目でしょうか、この委員会やって、いろんな意見を出させてもらいましたけれども、やっぱりそれが吸い上げられたりっていうところももちろん必要ですし、それと、ある意味、今、市民レベルで言えば、この公の施設に関して、市民のレベルで議論が本当に盛り上がってるのかという部分で言えば、まだまだ、何かホームページに出されていて、これを見て意見を出してくださいっていうことはされてますけれども、一般の市民の方たちが、これを見て、意見がどんどん出てきて、盛り上がってるのかっていったら、そうじゃないと私は感じてますね。

そういう部分で、もう少しそこで意見を聞く期間を設けたらどうだろうかと、先ほど江口議員のほうからもありましたけれども、もう本当にその意見を聞く努力っていいですかね。タウンミーティングも、前回タウンミーティングがありましたけど、ことしもやりましたけれども、その中では、ほとんどやっぱりこの公共施設のあり方については、意見は聞かせてくださいっていうところではあったかもしれませんが、それぞれの地域の中で、これだけある程度の素案というものが出来たときに、やっぱりいろんな意見が多分出てくると思うんですよ。

で、その意見を聞く機会というのを、どんどん先送りになっていってもいけないことかもしれないですけども、そこら辺の余裕っていいですか、本当に、最終的には本当によかったね、行革やってっていうところが、最終のもう本当に着地点だと私は思ってますので、そのための、今やっぱり、もう少しはおくれるかもしれないけれども、そこで聞くことっていうのも一つ大切な取組みじゃないかなというふうに思ってますので、先ほどなかなか、何度も言われても、もう1月末でっていう話にはなってまいすけれども、ぜひそこは考えていただきたいなという

ふうに思います。要望です。

○ 瀬戸委員

施設に関して、割と飯塚市で重要な施設が幾つかあると思うんですね。本庁にしろ、中学校、小学校にしろ。大体、こう見てると、平成23年を目途にいうことが多かったですが、例えば、飯塚市全体のまちづくりを考える中で、当然、その施設というのは考えていかなくちやいけないと思うんですね。行革だけじゃない。

その中で、今、飯塚市は第一次飯塚市総合計画が終わって、飯塚市の国土利用計画が終わりました。そして、飯塚市都市計画区域マスタープランというのを県が出してきて、まさに今、飯塚市の都市計画マスタープランをつくらうと、策定委員会を開いてやっております。大体、これの取りまとめが平成22年の1月に取りまとめをしたら、もう大体23年には施行できるような形にしていこうということなんですね。

そしたら、重大なこういう本庁とか、そういう施設が決まらないのに、まちづくりはできるんですか。全く整合性がない。おかしいと思いますよ。じゃあ、中学校にも、地域コミュニティーを、今度中学校を基点にということがありますけど、中学校が9校から10校にしてしまうと、まだ決まりもしないのに、どうしてこの都市計画ができるんですか。飯塚市の20年の体系を見込んだ都市計画マスタープランですよ。そういうものを、整合性を考えてやるんだったら、これ早く終わってないとだめなんですよ。

これ、どうされるつもりですか。整合性はどのように持たせるつもりか、それをお聞きしたい。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休憩 17:55

再開 17:56

再開いたします。

○ 財務部長

今、質問者が申されますように、都市計画の計画について、来年度決定ということで申されております。それで、その都市計画につきましても、現在の都市計画と地区のあり方とか、そういうことをベースにして今審議されていると思います。

それで、ここの実施計画の中で、もうはっきりどこに何をにつくるというものが示されておれば、それも反映されていると思いますけど、まだ具体的に示されてないものにつきましては、当然、その都市計画の中には入っておりませんので、この計画の中で実施が、箇所とか、そういうことが出てくれば、また都市計画の変更とかいう形もなるかとは思いますが。今、現時点での整合性とかいうことについては、現時点での状況での反映だろうと考えております。

○ 瀬戸委員

そういう回答が返ってくるだろうとは予想はしてはいたけど、でも、この中でも全体構想、地域別構想とか、いろいろ、もういわゆる日常生活圏ごとのそういう計画っていうのも、その都市計画の中に織り込んでいくわけですよ。じゃあ、今、現実的に、全く都市計画自体に関係ない施設とかもたくさんあると思うんですが、でも、やっぱり学校とか、本庁とか、大きなものっていうのは、どうしても関係してくると思うんですよ。で、今あるところで入れとく。変更する場合、変更すればいい。そんな都市計画ってぼんぼん変更できるんですか。なかなか、いつも私、都市計画審議会等出ていますけど、そう簡単に決めたものは変更できないんですよ。

その辺は、今どちらも並行して進んでいるわけですから、期間がこちらのほうがおくれちゃ、後からまた、今言ったように、やりかえるしかないんですね。その辺は、しっかりと整合性を持って、やっぱり横縦の連絡、お役所仕事と言われるのはそこがあると思うんですよ。横縦をきっちり、そういう、どういう審議会があって、どういうことがあっているのか、やってまちづくりをやっていないと、ばらばら、こっちはこっち、あつちはあつちでやっても、

まちづくりなんかできるわけないです。

ましてや20年先の体系までつくる都市計画プランでしょう。1市4町合併したばっかしの。その辺はしっかり考えて、横縦連絡をとってもらってやっていってもらうように、これはもう要望しておきます。しっかりやってください。

○ 川上委員

学校再編のところで、少人数学級で行った場合の学級数に基づいて、第2プログラムを検討する必要があるのではないかという指摘をしましたところ、検討しますということでした。で、どういう検討を行ったか、資料も添えて、資料も提出していただいて答弁を求めたいと思います。資料のほうから、委員長、提出を求めたいと思います。

○ 委員長

執行部にお尋ねいたします。ただいま川上委員から要求がっております資料は提出できますか。

○ 学校教育課長

はい、提出できます。

○ 委員長

お諮りいたします。ただいま川上委員から要求がありました資料については、要求することに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

資料が準備されていますので、事務局に配付させます。

(資料配布)

○ 川上委員

小学校のことについて言えば、13ページになるんですけども、中学校も含めて、1クラス、3学級以上になるように学校再編するということでしたけども、2学級という許容範囲も考えてはおられるようです。それで、この資料にある上段のほうは30人以下学級と、下段のほうは穎田並みですね、20人学級ということなんですけども、これによると、学校再編をしなければ——あなた方の立場に立ってもですよ。3学級という点、あるいは2学級でもいいんだけど——の立場に立って、再編しなければならない学校は幾つ残りますか。

○ 学校教育課長

現在、本市では、35人以下学級を1年生から3年生までということで実施をしておりますが、上の①は30人以下学級、下の②は20人以下学級を実施した場合の推計をしております。

まず、30人以下学級では、見直しの方向の①のところで「12学級未満の小学校は」云々とうたっておりますので、それを規準に考えますと、あくまでもこれは、この数によってのみの答弁になりますが、上から順に、菰田小学校、目尾小学校、八木山小学校、内野小学校、そして高田小学校。下の②のほうは、菰田小学校、八木山小学校、内野小学校、高田小学校となります。

○ 川上委員

ですから、これは、1学級のところは統廃合してよいという意味ではないですよ、もちろん。ないんだけども、この第2プログラムを見ながら、少人数学級が子どもたちにとってよいというのははっきりしとるわけですから、第2プログラムを見ながら、私は、この実施計画素案は一度撤回して、再検討したほうが良いと思います。それを指摘して、質問を終わります。

○ 永露委員

済みません。もう大体、基本的にはきょうで終わりますんで、それをもとに1月の作成、一次計画の作成という段取りになっていって、その作成については、話は聞いておきますから、あとは私たちが決めますということですから、もうそれはそれでいいでしょう。

ここでちょっとお尋ねしたいんですけども、俗に言う一次計画について、特に教育関係です、特に学校関係については、一次策定については基本的にそう問題のないところだけ上げたんでしょから、これについては特別に異議は出ないだろうと思えますけども、いよいよこれが二次計画に入りますと、非常に困難な問題が出てくるだろうと思うんです。それで、先ほど言われましたように、二次の策定は来年の11月ということでございますので、出口は決まっておりますので、それに合わせたスケジュールを作成しなければならないだろうと思えますが、まず最初にお尋ねをいたしますが、いわゆる二次計画については、今回の一次のように、素案は、提出は当然していただけるんでしょうね。

○ 行財政改革推進室主幹

第二次実施計画策定に当たりましては、素案につきましては提出させていただきたいと。その中で御審議をお願いしたいというふうには考えております。

○ 永露委員

ありがとうございます。

それと、素案の作成にあたっての関係地域とか、地元とか、関係各位、関係団体ですね、そういうところに対する、素案の作成と同時に、一次については、意見聴取とか説明会、懇談会等を行っておりますが、二次の策定についても、このような一次と同様の手法をとられるおつもりですか。

○ 行財政改革推進室主幹

第一次と同じようなスケジュールで進めてまいりたいというふうに考えておりますけど、第一次実施計画策定の段階でも、いろんな御意見等ありましたので、例えば素案の作成時期を早めたりとかいうのは、あわせて検討していきたいというふうには考えております。

○ 永露委員

学校教育のほうにお尋ねしたいんですが、今から申し上げるのは、特に学校の問題ですね。学校の問題については、具体的に二次の中で統廃合の名前が、計画が出てくると思うんですけども、どこをなくすとか、どこどこを一緒にやるとか、あるいは両方なくして、例えば新しい学校を適当なところにつくるとか、いろんなことがあると思うんですが、まずお尋ねしたいのは、二次でそういう具体的な内容を作成されると私は理解しておるんですが、そういう理解でよろしいでしょうか。

○ 教育総務課長

基本的には、二次実施計画において具体的な学校名をお示ししたいと考えておるところでございますが、ちょっと先ほどの行革の答弁と食い違うところがあるかもしれませんが、かなり厳しいものだと認識しているところでございます。

○ 永露委員

かなりじゃないと思えますね。ものすごく難しい問題です、これは。そういうまず理解に立っていただきたい。

それと、ですから、例えば説明会等を具体的に開くと思うんですよ。懇談会とか説明会、いろいろですね、地域。学校でいきますと、学校関係者との、特に保護者等とか、地域とかの話し合いをなさると思うんですが、今言われた11月に二次策定を出すという出口をまず決められてあるんですが、基本的には、これを目標でやろうと思うんですけども、当然、その説明会等を開いた中での内容によって、この平成21年の11月に策定をする。で、策定の前には、素案として、例えば私どもにも提案がされる。そこでもまた審議するんですが、そういう段取りを踏まえた中で平成21年11月に策定ができるんですか。まず作成ができるというふうに思っておりますか。

○ 行財政改革推進室主幹

第一次実施計画でも、当初は11月をめどに策定をしていきたいというふうに考えておりま

した。そういう中で、素案が、9月末がどうしても10月末、11月初めから市民の意見を募集したという経過がございます。そういう中で、1月末、2カ月延びた経緯がございますので、先ほど教育総務課長も申しておりましたが、特に第二次実施計画につきましては、小学校、中学校が残っております。教育委員会も含めた中で、今後の進め方については協議を進めてまいりたいというふうには考えております。

○ 永露委員

それで、具体的に、例えば二次策定のスケジュールを決められると思うんですが、それはいつお決めになられますか。そして、決めたものについて、当然、私どもにも提出されるだろうと思うんですが、その点についてはいかがお考えでしょうか。

○ 行財政改革推進室主幹

まだ内部で最終的な打ち合わせ等はいたしておりませんが、第一次実施計画策定時には、次の段階の第二次実施計画の策定スケジュールはお示ししていきたいというふうには考えております。

○ 委員長

ほかにありませんか。

(な し)

素案に対するすべての質疑を終結いたします。

なお、委員会審査の中で、各委員から指摘なり要望が多々あっておりましたが、執行部におかれましては、この意を酌んでいただき、実施計画の策定に御尽力いただきますようお願いいたします。

お諮りいたします。「公共施設等のあり方について」は、継続審査とすることに御異議ありませんか。

(異議なし)

御異議なしと認めます。よって、「公共施設等のあり方について」は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして公共施設等のあり方に関する調査特別委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。御苦労さまでした。

(閉 会) 18 : 13